第明三治二十五種郵便物認可
年三月十日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二一一）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二一二）　六
○高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件（農林水産一六〇二）　六

〔公告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責関係　三
特殊法人等
　税理士証票無効・登録まつ消、地方税理士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四
　職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会役員の異動、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四
地方公共団体
　行旅死亡人関係　五
会社その他
　会社決算公告　五

告示

○総務省告示第二百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十五年五月十六日　総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県下妻市高道祖字塔ノ下1296―1　(61.60) (2)　茨城県つくば市作谷字５耕地760―1　(74.40)	北緯36度11分00秒東経140度01分56秒の地点と北緯36度10分54秒東経140度02分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度10分54秒東経140度02分32秒の地点と北緯36度10分51秒東経140度02分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　栃木県宇都宮市平出工業団地48―７　(195.00) (2)　栃木県宇都宮市石井町字根本台3306　(154.10)	北緯36度33分40秒東経139度55分35秒の地点と北緯36度31分44秒東経139度55分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都立川市曙町３―18―55　(159.20) (2)　東京都府中市美好町２―８―20　(82.10)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度41分06秒東経139度26分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　埼玉県さいたま市浦和区常盤５－８―17　(95.90) (2)　埼玉県さいたま市南区鹿手袋３―２―27　(33.70)	北緯35度51分54秒東経139度38分51秒の地点と北緯35度51分26秒東経139度38分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　群馬県伊勢崎市境下武士字石塚2220―２　(95.90) (2)　群馬県太田市新田上田中町381―１　(81.90)	北緯36度16分48秒東経139度14分53秒の地点と北緯36度17分29秒東経139度15分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　埼玉県川越市新宿町５―２―５　(110.90) (2)　埼玉県上尾市大字上野１―２　(68.80)	北緯35度54分02秒東経139度28分50秒の地点と北緯35度57分06秒東経139度33分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　茨城県筑西市乙472―１　(99.30) (2)　茨城県つくば市上大島字神明1640　(63.40)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度16分21秒東経140度00分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度15分43秒東経140度01分14秒の地点と北緯36度15分22秒東経140度01分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度15分04秒東経140度01分52秒の地点と北緯36度14分42秒東経140度02分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域